スタジアム整備に伴う都市計画資料作成等業務（R8）
仕　様　書

業務名：スタジアム整備に伴う都市計画資料作成等業務（R8）

1　業務目的

奥武山公園内において、Jリーグ規格スタジアムを整備するにあたり、現在奥武山公園の都市計画法上の用途地域が「第一種中高層住居専用地域」となっていることから、スタジアム（観覧場）等の建築のためには都市計画法第９条第14項に基づく特別用途地区の指定の用途地域の緩和を予定している。

過年度では、特別用途地区の指定にあたり必要となる広域調整について、その手続きに必要となる資料作成及び協議支援を行うとともに、指定にあたっての検討・支援を行った。

本業務では、県都市計画連絡調整会議及び県都市計画審議会（11月予定）、住民説明会にて作成した資料の報告、並びに内容の確認・修正等の必要な作業を行い、評価全体の取りまとめを行う予定である。

２　作業内容

（１）　業務実施準備・実施計画書の作成

業務の実施にあたり、実施計画書を作成する。

（２）交通評価の確認・修正

過年度業務において作成した素案の交通評価の項目について、会議や説明会で得られた意見を基に確認・修正作業を行う。

- ⅰ　大規模集客施設と主要幹線道路の位置関係の評価資料
- ⅱ　周辺道路の混雑度の評価資料
- ⅲ　周辺主要交差点における交差点飽和度の評価資料
- ⅳ　滞留長の評価資料
- Ⅴ　公共交通によるアクセシビリティの評価資料
- Ⅵ　歩行者の安全性の評価資料

（３）その他の評価の確認・修正

過年度業務において作成した素案の交通評価以外の以下の項目について、会議や説明会で得られた意見を基に確認・修正作業を行う。

- ⅰ　上位計画との整合性
- ⅱ　自然環境、住居環境に対する影響評価資料
- ⅲ　無秩序な周辺開発の誘因による影響評価資料
- ⅳ　地域固有の価値の破壊などに対する評価

（４）下協議（連絡調整会事務局、那覇市）

連絡調整会議に向けた資料作成及び関係機関との協議を行い、資料修正や記録簿作成等を行う。

（５）都市計画連絡調整会議支援

連絡調整会議（1回）として、資料印刷、議事要旨作成等を行う。連絡調整会議での意見を整理し、資料への反映を検討する。

（６）都市計画審議会支援

都市計画審議会（11月：1回）として、資料印刷、議事要旨作成等を行う。都市計画審議会での意見を整理し、資料への反映を検討する。

（７）住民説明会支援

住民説明会支援（1回）として、説明会用資料作成、資料印刷、議事要旨作成等を行う。住民説明会での意見を整理し、とりまとめを行う。

（８）業務報告書等の作成

上記検討の成果として業務報告書を作成する。

（９）打合せ協議

業務の着手、中間、納品時の計３回を基本とし、打合せ協議を行う。

３　参考とする資料等

（１）スタジアム整備に伴う都市計画資料作成等業務（Ｒ６）報告書

（２）（仮称）沖縄スタジアム整備運営等事業　実施方針（令和８年５月変更版）

（３）（仮称）沖縄スタジアム整備運営等事業　要求水準書（案）（令和８年４月版）

※年度内に予定している更新版を含む。

（４）大規模集客施設の立地に係る都市計画運用基準

（５）大規模集客施設の立地に係る都市計画ガイドライン

４　一括再委託の禁止等

（１）一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、または請け負わせることができない。また、以下に定める主たる業務については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。

・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの総括的かつ根本的な業務

（２）再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める業務についてはこの限りではない。

ア　資料の収集・整理

イ　複写・印刷・製本

ウ　原稿・データの入力及び集計

5　成果品

本業務の成果品は、次に掲げるとおりとする。

（1）広域調整資料・・・・・・・３部

（2）業務報告書・・・・・・・・３部

（3）上記電子データ・・・・・・一式

（4）その他、発注者が必要と認めるもの

6　予定工期

契約締結日の翌日から令和９年３月 31 日まで